

加賀市職員出前講座実施要領

(目的)

第1条 この要領は、市内に在住又は在勤若しくは在学している者（以下「市民等」という。）を構成員とする団体が主催する研修会等に市職員を講師として派遣する加賀市職員出前講座（以下「出前講座」という。）を実施することにより、市民の市政に対する理解や関心を深めることを目的とする。

(対象)

第2条 出前講座は、市民等により構成された10人以上のグループ・団体等（以下「学習団体」という。）を対象とする。

(講座内容)

第3条 出前講座の内容は、職員出前講座一覧表（以下「一覧表」という。）のとおりとし、別に定めるものとする。

(開催時間)

第4条 出前講座の開催時間は、平日の午前10時から午後9時までの1講座当たり2時間以内とし、年末及び年始は実施しない。ただし、生涯学習担当課が特に必要と認める場合は、この限りではない。

(開催場所等)

第5条 出前講座の開催場所は、市内の公共的施設等で実施し、その会場については、団体の責任において確保するものとする。

(申込方法)

第6条 出前講座の受講の申込みをしようとする団体の代表者（以下「申込者」という。）は、出前講座を開催しようとする日の6か月前から1か月前までに職員出前講座申込書を生涯学習担当課に提出しなければならない。

(受託の決定)

第7条 生涯学習担当課は、前条の規定による申込書を收受したときは、申込のあった項目の担当部局と開催日時等について調整した上で、速やかに受託の可否を決定し、職員出前講座受託・不受託通知書により申込者に通知するものとする。

2 生涯学習担当課は、前項の規定による出前講座の受託を決定しようとするときに、特に必要と認めるときは受託通知書に条件を付することができる。

(受託の制限等)

第8条 生涯学習担当課は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、講師を派遣せず、開催中であっても出前講座を中止することができる。

- (1) 公の秩序を乱し又は善良な風俗を阻害するおそれのあるとき。
- (2) 政治、宗教又は営利を目的とした催し等を行うおそれのあるとき。
- (3) その他、本講座の目的に反するおそれのあるとき。

(報告)

第9条 申込者は、出前講座終了後1週間以内に職員出前講座受講報告書を生涯学習担当課に提出しなければならない。

(講師料)

第10条 出前講座に派遣する職員の講師料は、無料とする。

(業務分担)

第11条 出前講座に関する受付及び連絡調整の業務は、生涯学習担当課が行い、講師派遣に係る業務は、一覧表の各種講座を担当する課等が行う。

(愛称)

第12条 本出前講座の愛称は、「かもまる講座」とする。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会事務局長が別に定める。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

(令和7年1月1日一部改正)